

(別紙)

令和4年度茅ヶ崎市国民健康保険料の料率(案)について

一般被保険者に係る 基礎賦課額分	一般被保険者に係る後期 高齢者支援金等賦課額分	介護納付金賦課額分
1 所得割 (令和3年中の所得額) 100分の6.07	1 所得割 (令和3年中の所得額) 100分の2.53	1 所得割 (令和3年中の所得額) 100分の2.55
2 均等割 (被保険者1人につき) 19,800円	2 均等割 (被保険者1人につき) 7,900円	2 均等割 (被保険者1人につき) 9,500円
3 平等割 (1世帯につき) 25,400円	3 平等割 (1世帯につき) 10,100円	3 平等割 (1世帯につき) 8,900円
基礎賦課限度額 650,000円	後期高齢者支援金等賦課限 度額 200,000円	介護納付金賦課限度額 170,000円